

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下の（１）から（５）のいずれか方法により、納付又は書類を提出又は提示しなければならない。

（１）契約保証金の納付

〔注〕イ 発注者の納入通知書により、金融機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込むこと。

ロ 請負代金の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定を準用し一般財団法人福島県電源地域振興財団に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

（２）契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

〔注〕イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券 額面金額

2 国際証券 額面金額の 10 分の 8

ロ 保管有価証券領収書は、一般財団法人福島県電源地域振興財団に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示にしたがうこと。

ホ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定を準用し一般財団法人福島県電源地域振興財団に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

（３）債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

〔注〕イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には「一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 内田 基博」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。

- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- リ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定を準用し一般財団法人福島県電源地域振興財団に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- 〔注〕 イ 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 内田 基博」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- ホ 保証期間は工期を含むものとする。
- ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ト 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定を準用し一般財団法人福島県電源地域振興財団に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約に係る証券の提出

- 〔注〕 イ 履行保証保険とは保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ 保険証券の宛名の欄には「一般財団法人福島県電源地域振興財団代表理事 内田 基博」と記載するように申し込むこと。
- ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。
- ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- チ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定を準用し一般財団法人福島県電源地域振興財団に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 1 の規定にかかわらず、落札額が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときには、約款第 4 条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は 1 の規定を準用する。